



The 96<sup>th</sup> HMC Open Seminar

# Japan's Volunteer Probation Officers under Pressure: Comparative Insights in the Digital Age



保  
護  
司  
法

保  
護



保 護 司 法

この法律の目的

第一條 この法律は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二號）第十九條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に関する事項に從事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な實施を期することを目的とする。

（設置区域及び定数）

第二條 保護司は、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」といふ。）が都道府縣の区域を分けて定める区域（以下「保護区」といふ。）に置くものとする。

第三條 保護司の定数は、全國を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。

第四條 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。

第五條 前項の定数を定めるに當つては、その土地の人口、經濟、犯罪の状況その他の事情を考慮しなければならない。

第六條 保護司は、左の各款に掲げるすべての條件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が委嘱する。

（一）人格及び行動について、社会的信頼を有すること。

（二）職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

（三）生活が安定していること。

（四）職務を遂行する能力を有すること。

第七條 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。

Images: top - VPO badge;  
bottom & background - VPO Act 1950



**Carol Lawson**

Associate Professor,  
The University of Tokyo Faculty of Law &  
Graduate Schools of Law and Politics

**Friday Sep. 22, 2023, 17.30-19.30 (JST)**

Language: **English**

Mode: **Online (registration required)**

